

「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 改定箇所一覧

頁	旧	新
8	<p>【コラム】 都内のアスベスト工事は増えるのか？ アスベストを含有する建材は、右図の1995年までに着工された建築物のうち約10%で使用されていると考えられることから、現状の届出件数が2040年過ぎまで続くことが見込まれる。</p>	<p>【コラム】 都内のアスベスト工事は増えるのか？ 近年、都内の特定工事（P11）の届出件数は、解体件数の約10%にあたる、年間1000～1500件程度で推移している。 <u>0.1%超のアスベストの使用等が禁止された2006年以前に着工された建築物の解体棟数の推計（右図）から、2050年（平成62年）頃までは規制対象となる工事の件数が続くことが見込まれる。</u> (コラム内グラフを修正)</p>
15	<p>※ 材質分析による調査が必要ない場合 石綿則では、当該の建築物等で石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合（すなわち、<u>保温材等又は成形板等のみが使用されている場合</u>）において、事業者が、石綿含有建材が使用されているとみなして労働安全衛生法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ないとしている（石綿則第3条第2項ただし書）。</p>	<p>※ 材質分析による調査が必要ない場合 石綿則では、当該の建築物等で石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、石綿含有建材が使用されているとみなして労働安全衛生法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ないとしている（石綿則第3条第2項ただし書）。<u>環境省も同様の見解を示している（大防法施行通知（平成26年5月29日付環水大発第1405294号））。</u></p>
18	<p>②届出書の様式と添付書類 (略) また、添付書類については、原則として、日本工業規格A4とし、次に示す内容が網羅されている別紙の工事施工計画書（表紙に特定工事の名称を記載したもの）が一式提出<u>されればよい。</u></p>	<p>②届出書の様式と添付書類 (略) また、添付書類については、原則として、日本工業規格A4とし、次に示す内容等が記載されている別紙の工事施工計画書（表紙に特定工事の名称を記載したもの）を、<u>正本及び写しにそれぞれ一式添えて提出する。</u></p>
19	<p>【添付する工事施工計画書の内容】 (i-viii 略)</p>	<p>【添付する工事施工計画書の内容（都に届け出る場合）】 (i-viii 略) <u>届出先が区市の場合には、必要な内容が異なる場合があるため、各区市の窓口（P69～）に詳細を確認されたい。</u></p>
28	<p>①作業場の隔離及び前室の組立・設置 (略) 作業基準及び作業上の遵守事項という前室は、更衣室・洗浄室を含む、いわゆるセキュリティゾーンのことであり、<u>プラスチックシートなどの使用により、アスベストの漏れを防ぐ構造とする。</u></p>	<p>①作業場の隔離及び前室の組立・設置 (略) 作業基準及び作業上の遵守事項という前室は、更衣室・洗浄室を含む、いわゆるセキュリティゾーンのことであり、<u>隔離外部へのアスベストの漏れを防ぐために設置する。</u> <u>また、セキュリティゾーンの出入り口と隔壁（計4か所）は、ファスナーをとり付け開閉可能とする、もしくは除去作業場所側に上部のみ固定して垂らすシート（いわゆる「のれん」）を設置するなど、除去作業場所から隔離外部へのアスベスト漏れを防ぐ構造とする。</u> (図7を追加)</p>

頁	旧	新
29	<p>集じん・排気装置の正常稼働の確認 (略)</p> <p>【除去作業開始前】</p> <p>i 集じん・排気装置の稼働前に、デジタル粉じん計、パーティクルカウンター等を用いて排気ダクト内で粉じん濃度の測定を開始する。</p>	<p>集じん・排気装置の正常稼働の確認 (略)</p> <p>【除去作業開始前】</p> <p>i 集じん・排気装置の稼働前に、<u>吸引ポンプ内蔵のデジタル粉じん計、パーティクルカウンター等を用いて排気ダクト内で粉じん濃度の測定を開始する。</u></p>
34	<p>⑨作業場内の清掃と隔離用シートへの飛散防止剤の散布</p> <p>HEPA フィルタ付真空掃除機などを使用して、作業場内にアスベスト廃棄物が残らないように、十分に清掃を行う。</p> <p>また、隔離用シート面に粉じん飛散防止剤(固化剤)を散布して、清掃をしてもなお付着しているアスベストの再飛散を防ぐ。</p> <p>⑩作業場内の汚染空気処理と隔離用シートの撤去</p> <p>工具・資材等の搬出、作業場内の清掃が終了した後、<u>次の方法などにより、作業場内の石綿濃度を周辺大気中の濃度と同等程度まで減少させる。</u></p> <p>i 集じん・排気装置を稼働させ、<u>作業場の容量の5倍量以上の空気置換を行う。</u></p> <p>排気については、<u>作業場の容量の5倍量以上の空気置換が行われるよう必要な時間を求め、集じん・排気装置を稼働する。稼働に必要な時間は、例えば、作業場内の空気を15分に1回の排気ができる能力のある集じん・排気装置の場合、5倍量以上の空気置換が行われるのは1時間15分以上となる。</u></p> <p>ただし、この場合の前提条件として、<u>作業場内の十分な清掃と粉じん飛散防止剤(固化剤)の散布により、空気置換前における作業場内の石綿濃度をかなり低減させておくことが必要である。</u></p> <p>ii <u>作業場内の空気中に粉じん飛散防止剤(固化剤)を噴霧し、飛散防止剤が沈降するまでそのままにする。</u></p>	<p>⑨作業場内の清掃と隔離用シート及び作業場内への飛散防止剤の散布</p> <p>HEPA フィルタ付真空掃除機などを使用して、作業場内にアスベスト廃棄物が残らないように、十分に清掃を行う。</p> <p>また、隔離用シート面に粉じん飛散防止剤(固化剤)を散布して、清掃をしてもなお付着しているアスベストの再飛散を防ぐ。<u>その後、作業場内の空気中に粉じん飛散防止剤(固化剤)を噴霧し、飛散防止剤が沈降するまでそのままにする。</u></p> <p>⑩作業場内の汚染空気処理と隔離用シートの撤去</p> <p>工具・資材等の搬出、作業場内の清掃が終了した後、<u>集じん・排気装置を稼働させ、作業場内の空気置換を十分に行う。空気置換の後、石綿等の粉じんの処理がなされていることを確認する。</u></p> <p>労働安全衛生法に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」では、<u>1時間半以上の空気置換を行うこととされている。また、粉じんの処理の確認については、隔離空間の内部の空気中の総繊維濃度を測定することとされている。詳細については以下のマニュアルも参照されたい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>環境省:「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」</u> ● <u>厚生労働省:「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」</u>
35	<p>(5) 作業の施行中における石綿濃度の測定 (略)</p> <p>これに加えて、作業場の隔離状態、集じん・排気装置の性能の把握や、作業場内部における石綿飛散抑制の実効性の把握のため、<u>次の地点においても、適宜、石綿濃度の測定を行うことが望ましい。</u></p> <p>① <u>作業場内(隔離用シート撤去前)</u></p> <p>② <u>除去作業中の前室の入口など、作業場直近の外周</u></p>	<p>(5) 作業の施行中における石綿濃度の測定 (略)</p> <p>これに加えて、作業場の隔離状態、集じん・排気装置の性能の把握や、作業場内部における石綿飛散抑制の実効性の把握のため、<u>除去作業中の前室の入口など、作業場直近の外周においても、適宜、石綿濃度の測定を行うことが望ましい。</u></p>
65～		届出窓口の時点修正